政令

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽
国事行為臨時代行名
平成二十四年二月二十二日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三十三号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令（平成二十三年政令第百二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一北海道の項中「広尾郡広尾町」を「茅部郡鹿部町　二海郡八雲町　広尾郡広尾町」に改め、同表岩手県の項中「西磐井郡平泉町　東磐井郡藤沢町」を「西磐井郡平泉町」に改め、同表宮城県の項中「同郡大衡村」を「同郡大衡村　加美郡色麻町　同郡加美町」に改め、同表福島県の項中「東白川郡棚倉町　同郡矢祭町　同郡塙町」に改め、同表茨城県の項中「石岡市」を「石岡市　結城市」に、「取手市」を「取手市　牛久市」に改め、同表栃木県の項の次に次のように加える。

埼玉県	久喜市

別表第一千葉県の項中「銚子市」を「銚子市　船橋市」に改め、同表長野県の項中「下水内郡栄村」を「下高井郡野沢温泉村　下水内郡栄村」に改める。

別表第二岩手県の項中「西磐井郡平泉町　東磐井郡藤沢町」を「西磐井郡平泉町」に改める。

別表第三千葉県の項中「松戸市」を「松戸市　野田市」に、「東金市」を「東金市　柏市」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳
文部科学大臣　平野　博文
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志

東日本大震災復興特別区域法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽
国事行為臨時代行名
平成二十四年二月二十二日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三十四号

東日本大震災復興特別区域法施行令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災復興特別区域法施行令（平成二十三年政令第四百九号）の一部を次のように改正する。

別表北海道の項中「広尾郡広尾町」を「茅部郡鹿部町　二海郡八雲町　広尾郡広尾町」に改め、同表千葉県の項中「松戸市」を「松戸市　野田市」に、「東金市」を「東金市　柏市」に改め、同表に次のように加える。

長野県	下高井郡野沢温泉村

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
法務大臣　小川　敏夫
外務大臣　玄葉光一郎
財務大臣　安住　淳
文部科学大臣　平野　博文
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志
防衛大臣　田中　直紀

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名　御璽
国事行為臨時代行名
平成二十四年二月二十二日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三十五号

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十九条第一項の地域を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十九条第一項の地域を定める政令（平成二十三年政令第三百九十七号）の一部を次のように改正する。

別表北海道の項中「広尾郡広尾町」を「茅部郡鹿部町　二海郡八雲町　広尾郡広尾町」に改め、同表千葉県の項中「松戸市」を「松戸市　野田市」に、「習志野市」を「習志野市　柏市」に改め、同表長野県の項中「下水内郡栄村」を「下高井郡野沢温泉村　下水内郡栄村」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の施行期日を定める政令をここに公布する。

内閣総理大臣　野田　佳彦